

新井山 晴人さん



にいやま はるとさん / 平成14年2月生まれ、津別町役場勤務

青春

くろーずあつぷ

今年4月から津別町役場に勤めている新井山晴人さん。保健福祉課福祉係に所属し、通院の助成申請対応や乳幼児養育手当などに関する業務を担当しています。北見市出身の新井山さんは、元の中学校を卒業後、津別高校に進学します。高校時代には、北海道大学との高大連携事業に参加し、地方創生について公民館で発表したこともあります。「とても緊張して頭が真っ白になっていました。そのときの気持ちを話してくれました。卒業後の進路は、通ってい

た津別町で働きたい、との思いで津別町役場を志望しました。津別町のために沢山仕事をして貢献していきたいと話す新井山さん。「どんな人でも幸せに暮らせるように地域に密着した仕事を頑張ります」と今後の意気込みを力強く語ってもらいました。趣味は高校から続けている弓道で、現在も週2回ほど修武館で練習しています。また、これからはドライブで様々な場所へ行ってみたいそうです。まずは津別峠に行くことが楽しみと話してくれました。

温故知新

【508】

牛と歩む道

柏葉 孝雄さん



かしば たかおさん / 昭和26年11月、津別町生まれ / 68歳 / 豊永在住

「牛が好きだからここまで来られた。良い牛を見るのがとても好きで、力をもらえる」と話す柏葉孝雄さん。柏葉牧場を営む中で乳牛の資質向上・改良増殖に取り組み、これまでにホルスタイン共進会等へ出品し数多く受賞するなど、津別町の酪農業の振興発展に多大な貢献をされてきました。豊永の農家に生まれた柏葉さんは、子どもの頃から家の仕事の手伝いをしてきました。そんな中、小学校高学年のときに、人生に大きな影響を与える出来事が訪れます。それは、当時父親が愛読していた酪農専

門雑誌に載っていた、北海道の酪農家が海外へ研修に行っているという記事を読んだことでした。これをきっかけに、欧米の酪農を勉強したいと思い、高校を卒業してから数年後にアメリカで2年半、酪農実習を経験しました。「若いときに見聞を広めることができて良かったと、今になって強く思う」と話す柏葉さん。海外での実習を終えて帰国する際に、アメリカから3頭の牛を2か月以上かけて日本に持って帰ってきました。現在の柏葉牧場の中にも、アメリカから持ち帰った一族の血を受け継いでいる牛がいるそうです。アメリカから津別に戻ると、柏葉さんは今まで作っていたビートや小麦、豆などを全て止めて、酪農一本で進んで行くことを決意しました。「急がないで回りをしながら一生懸命やっていたら、ある程度自分の思い描いたものになっていた」と柏葉さんは笑顔で話します。現在は家業を息子さんに任せて、手伝いを行っている柏葉さん。「なるべく健康に気を付けて、1年でも5年でも10年でもこの仕事を手伝えることができ、そして良い景色を眺めるのが夢」と語ってもらいました。

『まごはやさしい』とは？

もうご存じの方もいると思いますが、この言葉の意味についても一度確認しましょう！「まごはやさしい」とは、バランスのよい食事の覚え方で、次のそれぞれの食材の頭文字を組み合わせたものです。

ま	ご	わ	や	さ	しい
---	---	---	---	---	----

ま=豆類 ご=ごま
 は(わ)=わかめなどの海藻類 い=いも類
 や=野菜 さ=魚
 し=しいたけなどのきのこ類

これらを食事に取り入れることが、健康的な食生活につながります。一食で全てを取り入れるのは難しいと思うので、例えば「今日は“し”を使った料理がないから煮物の中にしいたけを加えてみよう」など、1日の食事の中でできるだけ取り入れられるよう少し気にかけるだけで、バランスのとれた食事に近づきます。ぜひ、活用してみてください！

野菜を食べよう、1日350g！
 クイズ・野菜を知ろう：今回は「損をしない栄養のとり方」についてです。緑黄色野菜の王様と呼べるほど栄養素が豊富な「ほうれん草」について、次のうち損をしない調理方法はどれでしょう。答えは二つあります。
 ①ほうれん草のおひたし ②ほうれん草の炒め物 ③ほうれん草のスープ 答えは7ページの下にあります。

暮らしを支える 税 町道民税の特別徴収(給与天引き)について

町道民税の納め方は、本人が納付書(または口座振替)で納める普通徴収と、事業主が本人の給与から町道民税分を天引きしていき、本人に代わって納める特別徴収があります(年々所得者には年金から徴収する制度もあります)。

普通徴収は1年分の税額を、4回に分けて納めます。特別徴収は1年分の税額を、12回に分けて給与から天引きします。

特別徴収の方が、1回あたりの負担額が少なく、しかも納税者の手間は全くありませんので、普通徴収に比べても有利な制度になっています。特別徴収を希望される方は、勤め先へご確認ください。

《事業主の方へお願い》

所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、従業員(納税義務者)の町道民税を特別徴収することが法律(地方税法及び町税条例)により義務づけられています。

特別徴収を開始するには、給与報告書を町に提出(毎年1月末日限)する時に、特別徴収分としてご提出ください。翌年度から特別徴収を開始いたします。

また、給与からの天引き額は、あらかじめ町で計算して事業主の方へ通知しますので、所得税のように、毎回計算する必要はありません。

さらに、11月までなら、年度途中からでも特別徴収を開始できます。特別徴収を行っていない事業主の方には、ぜひ特別徴収の導入をご検討願います。